



特別支援学校の妊娠軽減が前進しました。

～女性部 秋の交渉～

本年度も多くの方々が交渉に出席、発言してくださいました。ありがとうございます。

本年度の主な成果

**特別支援学校での妊娠軽減を一日2時間から3時間に（任意の20週）
小中の養護教諭の妊娠軽減の期間を4～7月から4～10月に
臨時教職員の賃金の上限4号アップ**

女性部の交渉では、アンケートに書かれていたみなさんの声を県に届けました。

特別支援学校や小中での現場の実態を伝え、特に特別支援学校での妊娠者のうち、どれくらいが妊娠の継続に支障をきたしているか把握しているかを問いただきました（県は把握していないという回答でした）。また、育児休業取得後保育園に入りにくくなっている問題、そのため、育休を延長せざるを得なくなり、育児休業手当の変更の手続きが間に合わなくなっているケースがあることなど、子どもを連れて発言して下さった先生もおられました。

確定交渉ではたくさんの組合員が参加し、特別支援学校での妊娠軽減について多くの方が発言してくださいました。妊娠した女性組合員のパートナーである男性の組合員からも発言があり、パートナーである女性組合員が妊娠軽減をとる際に職場のみんなに遠慮しながら取っていること、それほどたいへんな職場であること、十分な妊娠軽減が必要であること、人員を増やしていくことが必要であることを訴えて下さったのも大きな力となったと思います（なにしろ、交渉の相手としての県当局として前に座っている人はほとんど全員が男性であるという事実がすなわち、女性のおかれている現実を表していると感じます）。多くの組合員が交渉に参加し、共同して現場の実態や要求を伝えていくということが大切だということが改めて確認できました。

特別支援学校の妊娠軽減が前進したとはいえ、まだまだ十分ではありません。近畿では最低ラインをやっと脱したところですが。一日6時間（子どものいる時間全部）を今後もめざします。また、見込み（先読み）加配や県立学校の更衣室、休養室問題も引き続き要求していきたいと思ひます。

今後も、妊娠しても、子どもを育てながらも、介護をしながらも、自分の病気とつきあいながらも、働き続けられる、働きやすい職場を作っていくよう、みんなで手を取りあってがんばっていきましょう。